保健体育課長

マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)(依頼)

このことについて,別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から事務連絡がありました。

今般,マスクの着用の考え方について,更なる周知を図るために,厚生労働省におい てリーフレットが作成されました。

学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に 関する衛生管理マニュアル(2022.4.1 Ver.8)」や累次の事務連絡等において示されて いるところであり、これらの考え方に変更があるものではありません。

ついては,別添のマスクの着用に関するリーフレットにつきまして,貴校の職員へ周 知するとともに,児童生徒等や保護者等に理解・協力を求めながら,引き続き,学校現 場において,活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用をお願いします。

> <連絡先> 担当:健康教育係永田 電話:099-286-5318 FAX:099-286-5671 ※本文書の文書管理表上の分類記号 「G-3-0(保健管理総括)」

マスクの着用の考え方に関し、更なる周知を図るために、厚生労働省が作成したリーフレットについて、お知らせします。

事務連絡 令和4年10月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課 各都道府県教育委員会専修学校主管課 各都道府県私立学校主管部課 附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 各文部科学大臣所轄学校法人担当課 御中 構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた 各地方公共団体の学校設置会社担当課 各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)

このたび、マスクの着用の考え方について、更なる周知を図るために、厚生労働省 においてリーフレットが作成され、別添のとおり、各都道府県の衛生主管部(局)等 に対して周知が行われています。

学校におけるマスクの着用については、「学校における新型コロナウイルス感染症に 関する衛生管理マニュアル」や累次の事務連絡等において、

- ・ 十分な身体的距離が確保できる場合には着用の必要がないこと
- 体育の授業や運動部活動の活動中、登下校の際には、感染対策上の工夫や配慮を 行いながら、児童生徒に対してマスクを外すよう指導すること

・ 小学校就学前の幼児には、マスクの着用を一律には求めないこと 等を示しているところです。

これらの考え方に変更があるものではありませんが、今般のリーフレット等も活用 して、児童生徒等や保護者等に理解・協力を求めながら、引き続き、学校現場におい て、活動場所や活動場面に応じたメリハリのあるマスクの着用が行われるよう、引き 続きよろしくお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校等及び域内の市(指 定都市を除く。)区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては 所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務 主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当 課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189 号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所 轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管 課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市(指定都市及び中核市を除く。)区町 村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課にお かれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、周知されるようお願いします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省:03-5253-4111(代表) 初等中等教育局健康教育·食育課(内2918)

事務連絡

令和4年10月14日

都道府県

各 保健所設置市 衛生主管部 (局) 御中

し特別 区

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

マスクの着用に関するリーフレットについて(更なる周知のお願い)

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策としてのマスクの着用については、「マス クの着用に関するリーフレットについて(周知)」(令和4年5月25日付厚生労働省新型コ ロナウイルス感染症対策推進本部及び子ども家庭局事務連絡)において、マスクの着用の考 え方についてのリーフレットをお示しし、その周知をお願いしていたところです。

今般、基本的な感染対策としてのマスク着用の考え方に変更はありませんが、更なる周知 のため、場面に応じた適切なマスクの着脱について、リーフレットを別紙のとおり作成しま したので、内容について御了知の上、関係各所への周知のほど、お願い申し上げます。なお、 周知に当たっては、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることにならないよう、丁 寧な周知をお願い申し上げます。

また、本年10月11日からの入国制限等の見直しにより、外国より来日される方が増える ことも考えられ、別添のとおり英語版のリーフレットも作成しておりますので、外国人の方 が多く利用される場所に掲示するなど、御活用いただきますようお願いいたします。

> 【問い合わせ】 新型コロナウイルス感染症対策推進本部(戦略班)



人混みの中ではマスクを着用しましょう。



新型コロナウイルス マスクの着用について (厚生労働省HP)



MASK WEARING IN JAPAN



CONTRACTOR MINISTRY OF Health, Labour and Welfare of Japan

